



平成26年4月9日

門真市議会議員
平岡久美子様

門真市議会議員政治倫理審査会会長

高橋嘉子



審査結果報告書

平成26年3月10日付けで審査請求のあった件について、門真市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	吉水 文晴 議員
審査請求の対象となった事由の該当条項	門真市議会議員政治倫理条例 第3条第7号
審査請求の対象となった事由の内容	吉水文晴議員が門真市体育協会理事、門真市ソフトボール連盟相談役、門真市柔道連盟顧問に就任していること。
審査結果	門真市議会議員政治倫理条例第3条第7号の政治倫理基準に抵触し、同条例に違反しているものと判断する。